貯蔵する者等の区分 ＼ 貯蔵する火薬類の種類	(1) 販売業者であって、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者			(2) 第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(3) 第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫又は三級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、実包、空包又は火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きようの貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(4) 実包火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(5) 土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者		(6) がん具煙火を販売する者であつて、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者		(7) 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であつて、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(8) 都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者
	(ハ)	(ロ)	(イ)				その他の事業の場合	六ヶ月以内に完了する事業の場合	(ロ)	(イ)	
火薬（キログラム）		5	20	5	5		10	25			5
無添加可塑性爆薬（第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であって国の行政機関又は都道府県警察の職員が貯蔵するものを除く。）以外の爆薬（キログラム）	5						5	15			
工業雷管及び電気雷管（個）	100						100	300			
導爆線（メートル）							100	500			
導火線（メートル）		1,000	1,000				200	1,000			100
電気導火線（個）		2,000	2,000				1,000	2,000			500
銃用雷管（個）		3,000	30,000		3,000						2,000
実包及び空包（建設用びょう打ち銃用空包を除く。）（個）		10,000	4,000	10,000	10,000	10,000					800
薬液注入用薬包（個）		2,000	2,000								200
建設用びょう打ち銃用空包（個）		20,000	8,000				2,500	4,000			2,000
コンクリート破砕器（個）		4,000	4,000				2,000	4,000			1,000
ロープ発射用ロケット（個）		50	50				25	50			10
鉱さい破砕器及び爆発せん孔器（個）							100				
爆発びょう（個）							4,000				
油井用火工品（個）							100				
信号雷管（個）											25
鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品（キログラム）		25	25								100
信号焔管及び信号火せん（キログラム）		50	50								5
煙火（がん具煙火を除く。）（キログラム）		25	25				25				5
がん具煙火（第一条の五第一号ヘ(2)に掲げるものを除く。）（キログラム）									250	500	25
第一条の五第一号ヘ(2)に掲げるがん具煙火（キログラム）									15	25	5
火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょう（個）		無制限	無制限		無制限						無制限
その他の火工品（キログラム）		50	50				25	50			25

備考　1　鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号焔管及び信号火せんと煙火（がん具煙火を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。

2　信号焔管及び信号火せんと煙火（がん具煙火を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。

3　(1)から(7)までに掲げる者について(8)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(1)から(7)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。